

発議第1号

嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年1月27日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会活性化特別委員会
委員長 山口 忠孝

理由 嬉野市議会基本条例第23条に基づく検証の結果及び語句の整理のため、所要の改正が必要である。

嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例

嬉野市議会基本条例（平成21年嬉野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第3条」を「一第4条」に、

「第3章 市民と議会の関係（第4条・第5条）

第4章 行政と議会の関係（第6条—第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条—第12条）

第6章 政務活動費（第13条） を

第7章 議会及び議会事務局等の体制整備（第14条—第18条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条）

第9章 条例の位置付け及び見直し手続（第22条・第23条）」

「第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第10条）

第5章 自由討議の保障（第11条—第13条）

第6章 政務活動費（第14条） に改める。

第7章 議会及び議会事務局等の体制整備（第15条—第19条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第9章 条例の位置付け及び見直し手続（第23条・第24条）」

第1条中「豊かなまちづくりの実現と」を「市民福祉の向上及び」に改める。

第23条第1項中「第4条第4項」を「第5条第5項」に改め、同条を第24条とする。

第22条第1項中「議会の基本を定める規範」を「議会運営における最高規範」に改め、同条を第23条とする。

第8章中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第7章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「議員」を「議会」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「政策立案」を「議会の政策立案」に改め、同条第2項中「実施の都度、講師を」を削り、「求めるほか、その内容、形態の充実強化を図らなければならない」を「意見を求めることができる」に改め、同条を第15条とする。

第6章中第13条を第14条とする。

第5章中第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

「第4章 行政と議会の関係」を「第4章 議会と行政の関係」に改める。

第4章中第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「関係」を「連携」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号中「場」を「府」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(災害時の対応)

第4条 議員は、災害が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、市民とともに地域の防災活動及び減災活動に努めなければならない。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、別に定める。

別記様式中「第13条第3項」を「第14条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則 (第2条—<u>第4条</u>)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (第5条・第6条)</p> <p>第4章 議会と行政の関係 (第7条—<u>第10条</u>)</p> <p>第5章 自由討議の保障 (第11条—<u>第13条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費 (第14条)</p> <p>第7章 議会及び議会事務局等の体制整備 (第15条—<u>第19条</u>)</p> <p>第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第20条—<u>第22条</u>)</p> <p>第9章 条例の位置付け及び見直し手続 (第23条・<u>第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員のあり方に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、また市民への情報公開と市民の市政参加を推進して、地方自治の本旨に基づき的確に市民の負託に応え、もって<u>市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討論を重んじること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則 (第2条・<u>第3条</u>)</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (第4条・第5条)</p> <p>第4章 行政と議会の関係 (第6条—<u>第9条</u>)</p> <p>第5章 自由討議の保障 (第10条—<u>第12条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費 (第13条)</p> <p>第7章 議会及び議会事務局等の体制整備 (第14条—<u>第18条</u>)</p> <p>第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第19条—<u>第21条</u>)</p> <p>第9章 条例の位置付け及び見直し手続 (第22条・<u>第23条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員のあり方に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、また市民への情報公開と市民の市政参加を推進して、地方自治の本旨に基づき的確に市民の負託に応え、もって<u>豊かなまちづくりの実現と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討論を重んじること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(災害時の対応)

第4条 議員は、災害が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、市民とともに地域の防災活動及び減災活動に努めなければならない。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、別に定める。

(市民参加及び市民との連携)

第5条 (略)

(議会報告会)

第6条 (略)

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等執行機関の関係)

第7条 (略)

(議会の議決すべき事件)

第8条 (略)

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 (略)

(予算及び決算における政策説明)

第10条 (略)

(議員間の討議による合意形成)

第11条 (略)

(政策討論会)

第12条 (略)

(政策提案)

第13条 (略)

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 (略)

(議会による研修の充実強化)

第15条 議会は、議会の政策立案及び政策提案能力の向上を目的として研修を実施するものとする。

2 前項の研修は、各分野の専門家、識見者に広く意見を求めることができる。

(市民参加及び市民との関係)

第4条 (略)

(議会報告会)

第5条 (略)

第4章 行政と議会の関係

(議会と市長等執行機関の関係)

第6条 (略)

(議会の議決すべき事件)

第7条 (略)

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 (略)

(予算及び決算における政策説明)

第9条 (略)

(議員間の討議による合意形成)

第10条 (略)

(政策討論会)

第11条 (略)

(政策提案)

第12条 (略)

(政務活動費の執行及び公開)

第13条 (略)

(議会による研修の充実強化)

第14条 議会は、政策立案及び政策提案能力の向上を目的として研修を実施するものとする。

2 前項の研修は、実施の都度、講師を各分野の専門家、識見者に広く求めるほか、その内容、形態の充実強化を図らなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会の政策立案及び政策提案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化を図るよう努める。

(議会広報の充実)

第17条 (略)

(議会図書室の充実)

第18条 (略)

(予算の確保)

第19条 (略)

(議員の政治倫理)

第20条 (略)

(議員定数)

第21条 (略)

(議員報酬)

第22条 (略)

(条例の位置付け等)

第23条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会及び議員のあり方の理念を示すものである。

2・3 (略)

(見直し手続)

第24条 議会は、第5条第5項の市民等との意見交換、社会情勢の変化等を勘案して、議会のあり方について不断の評価と改善を行うとともに、定例として一般選挙を経た任期開始後速やかに、議会運営委員会において検証するものとする。

2・3 (略)

別記様式 (第14条第3項関係)

(略)

い。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議長は、議員の政策立案及び政策提案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化を図るよう努める。

(議会広報の充実)

第16条 (略)

(議会図書室の充実)

第17条 (略)

(予算の確保)

第18条 (略)

(議員の政治倫理)

第19条 (略)

(議員定数)

第20条 (略)

(議員報酬)

第21条 (略)

(条例の位置付け等)

第22条 この条例は、議会の基本を定める規範であり、議会及び議員のあり方の理念を示すものである。

2・3 (略)

(見直し手続)

第23条 議会は、第4条第4項の市民等との意見交換、社会情勢の変化等を勘案して、議会のあり方について不断の評価と改善を行うとともに、定例として一般選挙を経た任期開始後速やかに、議会運営委員会において検証するものとする。

2・3 (略)

別記様式 (第13条第3項関係)

(略)